

平成21年2月25日
経済産業省
東北経済産業局

特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する 業務停止命令（3か月）について

経済産業省は、電話勧誘販売業者である株式会社スピリット・コーポレーション（宮城県）に対し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、平成21年2月26日から平成21年5月25日までの3か月間、電話勧誘販売に関する勧誘、申込みの受付及び契約の締結を停止するよう命じました。

認定した違反行為は、不実告知、勧誘目的等不明示、迷惑勧誘等です。

- 1．株式会社スピリット・コーポレーションは、過去に資格教材等を購入したことがある消費者の名簿を入手し、消費者の勤務先等に電話をかけ、実際には、電話勧誘販売を行っている他社に対し勧誘を止める交渉等を行っていないにもかかわらず、「あなたの名簿が広く流出しているため、次々と勧誘を受けて大変でしょう。」「他社からかかってくる勧誘を、当社が責任もって断ります。」「あなたの名簿は責任をもって削除します。」などと不実のことを告げ、「梵字印鑑3本セット」等と称する印章・印肉（以下「本件商品」という。）の販売について勧誘を行っていました。
- 2．また、同社は勧誘に先立って、本件商品の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を告げていなかったほか、一部の勧誘員は偽名を名のっていました。
- 3．さらに、同社は、消費者に対し、長時間にわたり勧誘を続け、又は、何度も執拗に電話をかけて勧誘を続けるなど、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていました。
- 4．このほか、同社は、消費者に交付する書面等に、書面の内容を十分に読むべき旨などを記載していなかったほか、法令上、前払式電話勧誘販売の形態をとっている事業者には義務付けられている代金受領後の書面通知を行っていませんでした。
- 5．なお、同社は、本件商品の電話勧誘を行うに当たり、あらかじめ消費者に電話をかけ、サポートセンター、全日本通信等の名称を告げて、資格教材等の購入歴や電話勧誘で迷惑していること等がないか聞き出した後、再度、同社名で電話をかけて勧誘を行っていました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話	03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室		011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室		022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室		048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室		052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室		06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室		082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室		087 - 811 - 8527
九州経済産業局消費者相談室		092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098 - 862 - 4373

株式会社スピリット・コーポレーションに対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社スピリット・コーポレーション
- (2) 代表者：代表取締役 ^{こだま} 児玉 ^{きよし} 清志
- (3) 所在地：(現) 宮城県遠田郡美里町北浦字新橋本 6
(旧) 宮城県仙台市青葉区大町二丁目 1 4 番 1 1 号
平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日付けで現所在地に本店移転
- (4) 資本金：1,000 万円
- (5) 設立：平成 7 年 5 月 2 5 日
- (6) 取引形態：電話勧誘販売
- (7) 商品：梵字印鑑 3 本セット (象牙梵字入り実印・銀行印・認印、黄金朱肉、桐箱化粧ケース等) (以下、「本件商品」という。) 4 3 万円 (税込価格)
- (8) 売上高：平成 1 8 年 5 月 ~ 平成 1 9 年 4 月 約 2,751 万円
平成 1 9 年 5 月 ~ 平成 2 0 年 4 月 約 3,195 万円
- (9) 社員：2 名 (平成 2 0 年 9 月時点)

2. 取引の概要

株式会社スピリット・コーポレーション (以下「同社」という。) は、「梵字印鑑 3 本セット」(以下「本件商品」という。) の電話勧誘販売を行っているところ、過去に資格教材等を購入したことがある消費者の顧客情報に基づき、あらかじめ消費者の勤務先等に電話をかけ、サポートセンター、全日本通信等の名称を告げて資格教材等の購入歴や電話勧誘で迷惑していること等がないか聞き出した後、再度、同社名で消費者に電話をかけ、あたかも、同社が、消費者に代わり電話勧誘してくる他社に勧誘を止める交渉をするかのように告げ、又は、他社が所有している名簿から顧客情報を削除するかのように不実のことを告げて、本件商品の販売について勧誘を行うことにより、売買契約を締結していたものである。

3. 業務停止命令の内容と期間

(1) 業務停止命令の内容

- 特定商取引法第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。
 - 売買契約の締結について勧誘すること。
 - 売買契約の申込みを受けること。
 - 売買契約を締結すること。

(2) 業務停止命令の期間

平成 2 1 年 2 月 2 6 日から平成 2 1 年 5 月 2 5 日まで (3 か月間)

4. 業務停止命令の原因となる事実

同社は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

- (1) 契約の締結を必要とする事情に関する事項に係る不実告知 (特定商取引法第 2 1 条第 1 項第 6 号に規定する)

同社は、本件商品に係る売買契約の勧誘に当たり、消費者に対し、「電話勧誘をしてくる会社が1200社ほどありますが、私の会社に登録していただき、そういった迷惑電話がかかってきた場合に当社の名前を出せば勧誘を断ることができます。」「さん、あなたは、資格講座を中途半端で終了しているため、方々の業者から勧誘されてお困りでしょう。当社の会員になれば全て当社が責任をもって断ります。」などと、同社が消費者に代わり電話勧誘してくる他社に勧誘を止める交渉する旨を告げたり、名簿から削除してあげる、などと告げていた。

しかし、実際には、当該消費者から他社の電話勧誘の対処を依頼されても何ら対応せず、また、他社が所有している名簿から顧客のデータを削除する手続きも行っていなかった。

(2) 勧誘目的等不明示(特定商取引法第16条)

同社は、本件商品に係る売買契約の勧誘に先立って、「過去に教材などを購入して被害に遭っている方に電話をしています。」などと告げ、本件商品の売買契約の締結について勧誘する目的である旨を告げていなかったほか、一部の勧誘員は、偽名を名乗って勧誘していた。

(3) 迷惑勧誘(特定商取引法第22条第3号に基づく特定商取引法施行規則第23条第1号)

同社は、本件商品の売買契約の締結について勧誘するに際し、仕事で忙しいと断った消費者に対し一時間以上にわたり勧誘を続け、又は、何度も執拗に電話をかけて勧誘を続けるなど、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘していた。

(4) 法定交付書面の虚偽記載等

契約担当者名の虚偽記載(特定商取引法第19条第1項、特定商取引法施行規則第17条第2号)

同社は、本件商品の売買契約を締結した消費者に「販売契約書」、「金銭消費貸借契約書」等の書面を交付していたが、これらの書面には、売買契約の締結を担当した者の氏名として、同社に実在しない者の氏名(偽名)を記載していた。書面の内容を十分に読むべき旨の記載(特定商取引法第18条、19条第1項、特定商取引法施行規則第19条第2項)

同社は、本件商品の申込みを受けた消費者に「売買契約申込書」という書面を交付していたが、当該書面には、書面の内容を十分に読むべき旨が記載されていなかった。

また、売買契約を締結した消費者に交付していた書面には、書面の内容を十分に読むべき旨を赤字でなく黒字で記載していたほか、その記載を枠囲みしていなかった。

(5) 前払式電話勧誘販売における承諾等の非通知(特定商取引法第20条)

同社は、商品の引渡し期日を、消費者からの商品代金入金確認後30日以内(クレジット利用の場合はクレジット会社の承認後30日以内。現金分割払いの場合は完納後30日以内)とする前払式電話勧誘販売の形態をとっていたが、当該消費者から代金受領した後、又はクレジット会社が当該消費者の口座から代金を引き落とした後、消費者に対し、経済産業省令で定める受領した金銭の額、金銭を受領した

年月日等について、書面により通知していなかった。

5. 勧誘事例

【事例1】

(株)スピリット・コーポレーションの勧誘員は、平成20年1月ごろ、消費者Aの勤務先に電話をかけて、Aを電話口に呼び出し「過去に教材などを購入して被害に遭っている方に電話をしています。」と告げた。Aは過去に何度かビジネス教材を購入したことがあり、同様の勧誘電話に迷惑していたことから、勧誘員が名のった社名や氏名等をメモしながら電話を聞いた。

勧誘員はAに対し「勧誘電話が来たときに当社の名前を出してもらえば、団体訴訟の関係があるので、勧誘業者の側から電話を切ります。」「団体訴訟制度というものが出て、現在のところ全国で521人が参加しています。」「電話勧誘をしてくる会社が1200社ほどありますが、私の会社に登録していただき、そういった迷惑電話がかかってきた場合に当社の名前を出せば勧誘を断ることができます。」などと言って、そのためには梵字を書いた商品を43万円で買ってほしいと勧誘した。43万円という値段について勧誘員は「内容証明だって何万というお金がかかります。個人個人で各会社に対応していたら大変ですから43万円で断ることができたら安いんじゃないですか。」と告げたが、Aはこれまでの経験から考えても勧誘が止まるとは到底信じられなかったので、「お断りします。」とはっきり言って勧誘を断って電話を切った。

その直後Aは、中部経済産業局消費者相談室に電話をかけ、スピリット・コーポレーションが消費者団体訴訟制度の認可団体ではないことを確認した。

【事例2】

(株)スピリット・コーポレーションの勧誘員は、平成20年1月ごろ、過去に法律関係の教材等を購入したことがある消費者Bの勤務先に電話をかけて、Bを電話口に呼び出し「前に契約した通信教育が終わっていないので今後も電話がかかりますよ。」「とにかくそういう電話があったら私の方で対処してあげる。」「とにかく私を信用してくれ。」などと、Bの名前が名簿に残っているので、断ったとしてもほかの会社から勧誘の電話が続くことになる、当社と契約すればそういった会社からの勧誘の電話がこないように対処してあげると告げた。このときBは、今は仕事で忙しい、と言って自分から電話を切った。しかし、勧誘員は同じ日の午後、再びBの勤務先に電話をかけ、「男の約束事だ。会社の内容証明も出すし、自分の免許証のコピーも出す。」「今すぐには信用できないかも知れないが、とにかく俺を信じてください。」「契約しないと一生こういった勧誘の電話が続きますよ。」などと約1時間にわたり勧誘した。Bは、すぐには返事しなかったが、何度もしつこく言われ、仕方なしに申し込むと答えてしまった。勧誘員は、Bが申し込むと答えた後に「この契約をするには43万円を払って印鑑を買う必要がある。」と告げた。Bは、突然印鑑を買う必要があると言われその理由が分からなかったが、申し込むと言った手前仕方ないと思い、理由は聞かなかった。

ごろ、過去に資格取得のための教材等を購入したことがある消費者Dの勤務先に電話をかけて、Dを電話口呼び出し、いろいろな会社から電話がきて困っているでしょう、私の方で電話を止めてあげます、などと告げた。Dは断わったが、甲が、電話がこないようにしてあげる、男の約束だから絶対に守る、などとしつこく言ったため、Dはこれまでの経験から、断ってもすぐに勤務先へ電話がかかってきて迷惑をかけると思い、取りあえず資料を送ってほしいと伝えた。

後日、スピリット・コーポレーションからDあてに届いた書類には、印鑑購入の契約書やDの姓名判断のような資料が入っていたが、甲からは印鑑購入についての説明はなかった。

資料が届いた後、甲はDに対して頻繁に電話をかけ、「日までお金を払え」、「お金大丈夫ですか」などと告げたので、Dは、支払期日間際になって確認の電話がきたとき、「無理だ、払えない」と答えて断った。すると今度は、スピリット・コーポレーションの勧誘員乙を名取る男性が電話をかけてきて、Dに対して「どうすんだ。話が違うんでないか。」と告げた。Dは、「やはり払えないから駄目だ。」と答えたが、乙が「何とか都合をつける。消費者金融を紹介するから。」とか、支払期限も間近だと告げたため、Dは断り切れなくなって支払いをすることにした。

【事例5】

(株)スピリット・コーポレーションの勧誘員は、平成20年5月ごろの午後零時過ぎ、過去に資格取得のための教材を購入したことがある消費者Eの勤務先に電話をかけて、Eを電話口呼び出し「Eさん、あなたは、資格講座を中途半端で終了しているため、方々の業者から勧誘されてお困りでしょう。当社の会員になれば全て当社が責任をもって断ります。」「当社は、法人登記された会社でいい加減な会社ではありません。」「男と男の約束は守ります。Eさんに絶対迷惑はかけません。」と告げた。勧誘員はEに言葉を差し挟む暇を与えず、「大丈夫です。信用して下さい。」と約一時間にわたりまくし立てた。そのため、昼休み時間が終了間近となり、面倒臭く思えたEは「資料を送って下さい。」と告げ、勧誘員はようやく電話を切った。

後日、スピリット・コーポレーションからEあてに梵字印鑑の販売契約書等が送付され、Eは初めて印鑑購入の契約だと知った。勧誘を断ってくれるという話だったのに印鑑購入の契約書が届き、電話勧誘を断る代行の契約であることを口実にして印鑑を購入させようとするものであるとわかったので、Eは消費生活センターに相談してクーリング・オフの手続を行った。

また、スピリット・コーポレーションからEに届いた売買契約書には、書面の内容を十分に読むべき旨の記載が、枠の中に記載されていなかった。